

はつが野1丁目・2丁目自治会
福祉専門委員会設置細則案 (090118)

(福祉専門委員会の設置)

第1条 はつが野1丁目・2丁目自治会会則(以下「会則」という。)第24条第2項及び会則27条の規定に基づき理事会の中に福祉専門委員会(以下「本専門委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 本専門委員会は会則第3条第2項に掲げる「地域の生活環境の改善及び向上、より良い街づくり」並びに会則第3条第6項に掲げる「相互扶助に基づく社会福祉貢献に関すること」を目的とする。

(構成)

第3条 本専門委員会は福祉委員長、班長若干名およびボランティアでもって構成する。
2 本専門委員会の委員長は福祉委員長があたる。
3 本専門委員の任期は1年とする。

(機能)

第4条 本専門委員会は第2条の目的達成のため下記の活動を行う。
(1) 和泉市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会および民生委員と連携をとり地域の社会福祉活動を進める。
(2) 地区内および近隣のボランティアと連携をとり、いきいきサロン、子育てサロンなどの社会福祉活動を進める。
(3) その他第2条に関わる全ての事案

(附則)

この細則は平成21年4月1日から施行する。